

変更契約に関する基本方針

(平成8年4月1日施行)

1 要 旨

建設工事及び業務委託に係る変更契約の実態を見ると真にやむを得ないもの以外に、請負差金等を安易に流用し変更契約をしているものも見受けられる。

本来、変更契約は何らかの理由より、契約図書に示された目的物が契約どおり作成できないときに行うものである。

このため、変更契約を行う場合の基本方針を定め、今後変更契約の適正化に資するものとする。

2 変更契約が出来る場合

変更契約を行うことが出来る場合は次のとおりとする。

- ① 地質、土質等当初予測の差異により行うもの
(例：ボーリング長、杭長、岩線等の変更)
- ② 住民や関係受益者の要望による現地取合せのために行うもの
(例：出入口、取水口等の変更)
- ③ 関係機関と現地調整により行うもの
(例：警察署、N T T、市町村等)
- ④ 事業又は、工事の性格上、設計段階での正確な数量調査が困難なため、協議して施工した数量により行うもの
(例：農業基盤整備等)
- ⑤ 関連工事の仕様・施工条件の変更等により行うもの
(例：エレベーター仕様、発生土処理等の変更)
- ⑥ 関連工事の遅れにより行うもの
(例：橋梁工事と護岸工事等)
- ⑦ 地下埋設物等の位置が不明により行うもの
(例：水道管、ガス管等)
- ⑧ 予期せぬ自然現象により行うもの
(例：洪水、地すべりの発生、異常気象等)
- ⑨ 法令又は基準等の改正により行うもの
- ⑩ 著しい賃金又は物価の変動に基き行うもの
- ⑪ その他、積算時において知り得ることが困難な、真にやむを得ないことにより行うもの

3 変更契約の時期

変更の必要が生じた場合、発注者及び受注者はすみやかに協議し、変更契約の手続きをするものとする

4 変更増契約の限度額

変更増契約の限度額は、変更見込金額が請負代金額の30%までとする。

変更見込金額が、請負代金額の30%を超える工事については、現に施工中の工事と分離して施工することが困難なものを除き、別途の契約とするものとする。

5 その他

以上、上記によりがたい場合は、担当事業課と協議するものとする。